

厚生労働大臣が定める掲示事項

令和 7 年 1 月 1 日現在

I 入院基本料に関する事項

◇ 療養病棟入院基本料 療養病棟入院料 1 (5 階病棟)

入院患者 20 人に対し、1 人以上の看護職員（看護師、准看護師）を配置しています。また、入院患者 20 人に対し 1 人以上の看護補助者を配置しています。

1 日に 7 人以上の看護職員（看護師、准看護師）と 7 人以上の看護補助者が勤務しています。

時間ごとの配置は次のとおりです。

8 時 30 分～17 時 10 分

看護職員・看護補助者 1 人当たりの受持ち患者数 各 9 人以内

16 時 10 分～ 9 時 20 分

看護職員・看護補助者 1 人当たりの受持ち患者数 各 22 人以内